

卷末資料

I 策定經過

II 用語解説

I 策定経過

1 主な策定経緯

■ 令和3年度

4月12日	白老町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の策定
5月6日	次期都市計画マスタープラン策定方針の決定
5月10日～	現行都市計画マスタープラン検証作業実施（～7月27日）
5月13日	第1回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
5月21日～	中学生アンケート調査実施（～6月4日）
5月26日～	町民アンケート調査実施（～6月22日）
5月26日～	事業者アンケート調査実施（～6月22日）
6月21日～	高校生アンケート調査実施（～7月9日）
6月28日	第1回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
8月18日	第2回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
8月24日	第2回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
8月24日	まちづくり未来フォーラム&意見交換会開催
10月15日	第3回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
10月29日	議会全員協議会（中間報告）
11月8日	第3回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
11月11日	第4回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
11月22日～	地区町内会連合会長ヒアリング実施（～12月8日）
12月3日	北海道との協議
12月27日	第5回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
1月25日	第4回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
2月8日	北海道との協議
3月1日～	パブリックコメント（～3月31日）

■ 令和4年度

5月27日	白老町都市計画審議会開催
6月20日	白老町都市計画審議会開催
6月24日	白老町都市計画審議会 答申式開催
7月25日	議会全員協議会（最終報告）

2 審議会諮問・答申

(1) 諮問

白政推第 23 号
令和4年5月27日

白老町都市計画審議会
会長 松田 謙吾 様

白老町長 戸田 安彦



第2次白老町都市計画マスタープラン（案）について（諮問）

第2次白老町都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針）（案）について、貴審議会に諮問します。

(2) 答申

令和4年6月24日

白老町長 戸田安彦 様

白老町都市計画審議会
会長 松田 謙 吾



答 申 書

令和4年5月27日付け白政推第23号にて諮問のありました第2次白老町都市計画マスタープラン（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第2次白老町都市計画マスタープラン（案）は、次の附帯意見を付して適当であると認める。

（附帯意見）

- 1 本プランで掲げる縮充の理念に基づき、人口減少時代に対応したまちづくりを進め、白老町総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて取り組んでいくことを要望する。
特に、公共交通や子育て、地域コミュニティなど、他の様々な分野における施策等と連携を図りながら、総合的なまちづくりの推進に努められたい。
- 2 本プランの諸施策の実施にあたり、町民ニーズや財政状況等を踏まえながら、優先度を勘案しつつ、計画的かつ効率的な事業推進に努められたい。
- 3 人口減少・高齢化社会の進展に伴い、今後、地域によって様々な課題が生じるものと予測されることから、地域の特性に応じた、きめ細やかな取り組みを進められたい。

以上

3 策定体制

(1) 白老町都市計画審議会（会員名簿）

R4.4.1 現在

役 職	氏 名	所 属
会長	松田 謙吾	白老町議会議長
副会長	清水 尚昭	白老建設協会会長
会員	吉谷 一孝	白老町議会総務文教常任委員長
会員	広地 紀彰	白老町議会産業厚生常任委員長
会員	熊谷 威二	白老町商工会会長
会員	西村 篤子	NPO法人 お助けネット理事
会員	井澤 梨紗	農業従事者
会員	鈴木 キワ子	白老町婦人団体連絡協議会副会長
会員	福田 茂穂	一般社団法人 白老観光協会会長
会員	吉村 智	白老町町内会連合会会長

(2) 白老町都市計画マスタープラン策定委員会（委員名簿）

R4.4.1 現在

役 職	氏 名	所 属
委員長	竹田 敏雄	白老町副町長
副委員長	古俣 博之	白老町副町長
副委員長	下夕村 光弘	苫小牧工業高等専門学校 創造工学科 博士
副委員長	鈴木 聡士	北海学園大学 工学部生命工学科 教授
委員	中野 嘉陽	白老町環境町民会議会長
委員	鴻野 剛一	白老町商工会振興課長
委員	千葉 勝宏	一般社団法人 白老観光協会事務局長
委員	道見 翔太	一般社団法人 白老青年会議所副理事長
委員	牧野 直樹	白老町町内会連合会事務局長
委員	倉地 美直	社会福祉法人 優和会理事長
委員	北平 美樹	NPO法人 お助けネット理事
委員	小林 克己	一般公募

(3) 白老町都市計画マスタープラン検討部会（部員名簿）**R4.4.1 現在**

役職	氏名	所属
部会長	竹田 敏雄	白老町副町長
部員	高尾 利弘	総務課長
部員	大塩 英男	企画財政課長
部員	工藤 智寿	産業経済課長
部員	三上 裕志	生活環境課長
部員	瀬賀 重史	建設課長
部員	舛田 紀和	上下水道課長
部員	下河 勇正	健康福祉課長
部員	渡辺 博子	子育て支援課長
部員	鈴木 徳子	学校教育課長

(4) 白老町都市計画マスタープラン策定事務局**R4.4.1 現在**

役職	氏名	所属
事務局長	富川 英孝	政策推進課長
事務局員	温井 雅樹	政策推進課主幹
事務局員	熊谷 智	政策推進課主幹
事務局員	坂本 世悟	政策推進課主任

II 用語解説

【あ行】

オープンスペース (P52, 63)

公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地。あるいは敷地内の空地を総称していう。

温室効果ガス (P11, 46, 61)

地球温暖化を進める気体の総称。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがある。

【か行】

街区 (P19, 56)

市街地で、道路・鉄道などの恒久的な施設または河川・水路などによって取り囲まれた、最小単位の一区画。一般的には道路に囲まれていることが多く、この道路を区画道路という。

開発許可 (P95)

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更に対する許可制度のこと。

開発行為 (P51)

都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。区画形質の変更とは下記による。

区画の変更：開発区域内における道路、里道、水路等の公共施設の新設・改廃を伴う敷地区画の変更をいう。

形の変更：所定の高さの変更を伴う盛土又は切土の面積が、所定の規模以上となる造成行為による土地の形状の変更をいう。

質の変更：農地等宅地以外の土地から宅地への変更をいう。

合併処理浄化槽 (P58, 69, 74, 78, 82, 86, 90)

下水道が整備されていない地域で、し尿と台所などの生活雑排水を合わせ、微生物処理、塩素殺菌等により処理する装置のこと。

河畔林 (P61)

河川の周辺の繁茂する森林。

カーボンニュートラル (P11, 61)

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

旧住宅地造成事業 (P15, 69, 78, 82, 86, 90)

人口集中に伴う住宅用地需要の著しい都市及びその周辺地域において、災害の防止と環境の整備のための適正な規制を行うことにより良好な住宅地を提供することを目的とした法律による事業。昭和44年の都市計画法の施行に伴い廃止されている。

狭隘化 (P57, 78)

面積が狭くなっていくこと。

緊急輸送道路 (P63, 82)

大規模な地震などの災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための重要な路線。

区域区分 (P4, 6, 7, 50)

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。

具体の都市計画 (P6)

土地利用（市街化区域と市街化調整区域の区分、用途地域等）などの都市計画決定するもの及び都市計画事業。都市計画事業とは都市施設（道路・公園・下水道等）の整備に関する事業や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）などを指す。

グリーンツーリズム (P70, 74, 79, 91)

農山漁村地域などにおいて、農林漁業体験や地域の自然や文化にふれ、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

工業団地造成事業 (P3)

一般的には工場が立地するのにふさわしい土地を造成する事業をいう。

国土強靱化 (P11, 62)

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。

コミュニティバス (P21, 56)

一般に、公共交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が交通事業者へ委託して運送を行なう乗合バス（乗合タクシーを含む）や、市町村自らが交通事業者として行なう有償運送のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク (P6, 39, 40, 48, 55)

医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】**再生可能エネルギー (P11, 60, 61)**

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスによるエネルギーといった自然界に存在するエネルギー。枯渇する心配がなく、温室効果ガスをほとんど排出しないことから環境にやさしいため、新しいエネルギーとして注目されている。

市街化区域 (P4, 5, 6, 15, 23, 28, 31, 32, 35, 50)

都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域 (P4, 5, 6, 15, 69, 73, 78, 82, 86, 90)

市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業 (P3, 6, 7, 95)

市街地の一定エリア内で、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

市街地再開発事業 (P3, 6)

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

指定管理者制度 (P59)

地方自治法第 244 条の 2 に基づき、株式会社等の民間事業者を含む法人やその他の団体の中から地方公共団体が指定管理者を指定し、公の施設の管理を代行させる制度のこと。

資本ストック (P11)

道路、下水道、公園、空港、ダムなど国民経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため、毎年の公共投資によって形成されてきたストック。

修景 (P70)

自然景観を破壊しないように配慮したり、周辺環境と調和するように景観を整えること。

消防水利 (P63)

消防法に規定する消防に必要な水利施設及び消防水利として指定されたもの。(例：消火栓、防火水槽など)

処理人口 (P20)

下水道を利用できる地域の人口。

人口集中地区 (P17)

国勢調査結果の統計上の地区で、人口密度が 4,000 人/km²以上の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地区。

人工リーフ (P63, 75, 79, 83)

波の勢いを弱めるため、海岸付近に幅広い浅瀬をつくるもの。波は水深が浅くなると砕けてその勢いを失うことから、人工リーフによってつくられた浅瀬により沖で波が砕けるため、波の小さい海域をつくることができる。

親水空間 (P89)

治水機能だけではなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能をもった空間。

森林施業 (P61)

伐採・造林・保育のように、人間が目的を持って継続的に森林に働きかけること。

水源涵養 (P52)

森林の土壌ダムのように降水を貯水し、天然のろ過機能の働きにより、水をきれいに浄化する働き。別名、「みどりのダム」とも呼ばれている。

水洗化人口 (P20)

公共下水道及び浄化槽、コミュニティ・プラント等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしている人口のこと。

水位周知河川 (P30)

洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位(特別警戒水位)を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川のこと。

【た行】**大規模盛土造成地 (P62, 64, 83, 87)**

谷や沢を大規模に埋めて造成した土地や、急傾斜の地盤上に高く盛土して造成した土地のこと。

第34条第11号の規定に基づく条例指定区域 (P69, 73, 78, 86, 90)

都市計画法に基づき、市街化調整区域の既存集落において、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められるとして条例で定める区域。この区域内では条件を満たすものに限って開発許可が可能となる。

脱炭素社会 (P11)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却し太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、低炭素化した社会。その実現には、省エネなどの環境対策や先進的な環境技術の導入が欠かせない。

ダウンサイジング (P58, 69, 73, 78, 82, 86, 90)

費用の削減や効率化を目的として、モノのサイズを小さくし、用いること。

地域森林計画対象民有林 (P28)

森林法第5条に規定される森林。都道府県は、全国森林計画に即して、森林計画区域別にその森林計画区に係る民有林について、5年ごとに10年を一期とする地域森林計画を策定しなければならない。

地域地区 (P6, 7, 95)

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画 (P3, 6, 95)

建築物の用途や高さなど、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

津波避難ビル (P64)

時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域における、緊急的・一時的な避難をする為の鉄筋コンクリート3階建以上の施設。

低炭素社会 (P11, 61)

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。公共交通の充実、再生可能エネルギーの普及促進、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

低未利用地 (P32, 35, 50)

利用周辺地域の利用状況に比べて利用水準が低い土地、又は利用されていない土地。

デマンドバス (P12, 21, 22, 69, 78, 82, 86, 90)

バスの効率良い運行を狙って、利用予約に従って運行するシステムで、利用者は希望乗車時間および乗降停留所を決め、電話やファクシミリ、情報端末から利用を申し込む。

都市基盤施設 (P53)

都市において住民が快適で文化的な生活を送るために必要不可欠な都市の基幹施設。一般には鉄道、道路、下水道、公園などを指すが、大規模な公共建築物を含める場合もある。インフラストラクチャーともいう。

都市計画区域 (P4, 5, 7, 22, 50)

都市計画法その他関係法令の適用を受ける土地の区域で、中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (P6, 95)

都道府県が定める都市計画区域のマスタープラン。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。

都市計画公園 (P19)

都市計画法に基づき、都市施設として都市計画決定された公園。

都市計画道路 (P17, 35, 55, 73)

都市計画法に基づき都市計画決定された道路をいう。その区域は、将来の事業が円滑にできるように制限が働き、建築規制が課せられる。

都市施設 (P3, 6, 7, 36, 57, 68, 69, 72, 73, 77, 78, 81, 82, 85, 86, 89, 90)

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設で、道路、公園や緑地、下水道や廃棄物の処理施設など、主に都市計画区域内で、都市計画として定めることができる施設。

土砂災害警戒区域 (P30)

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

土砂災害特別警戒区域 (P30)

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。

土地区画整理事業 (P3, 6, 51, 71)

都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

土地利用 (P2, 3, 4, 11, 15, 35, 36, 37, 40, 46, 50, 51, 52, 53, 57, 62, 68, 69, 72, 73, 77, 78, 81, 82, 85, 86, 89, 90, 95)

ここでは、都市計画区域内の土地について適正かつ合理的な利用を推進するため、用途地域などを都市の将来の動向を勘案して定め、健全な市街地への誘導、形成を図ることを目的とする、都市計画の根幹をなすもの。

投資的経費 (P33, 34)

地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、町民の財産づくりとなる支出に区分される経費のこと。

【な行】**二地域居住 (P77, 81)**

都市部と地方部に2つの拠点を持ち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルのひとつ。

農業振興地域 (P29)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用」の見地から相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業の振興を図る地域として知事が指定した地域。

【は行】

バリアフリー化 (P56, 57, 68, 74)

高齢者や障がい者等が安心・安全で快適な社会生活を送るために、道路や建物の段差・仕切りをなくすことをはじめ、社会制度や人々の意識、情報の提供等様々な場面で生じるバリア（障壁）を取り除くこと。

パリ協定 (P11)

2015年12月にパリにおいて開催されたC O P 21(第21回気候変動枠組条約締約国会議)で採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組が定められた。

フットパス (P77)

自然や街並みなど昔からあるありのままの風景を、楽しみながら歩くことができる道のこと。

防火地域 (P3, 6)

都市計画法に基づく地域地区のひとつ。建築密度の高い市街地において火災延焼の危険を低減するため、建築物の構造を制限し不燃化を図る地区のこと。

【ま行】

密度の経済 (P46)

ある一定エリアに集中して事業を展開することで生じる経済効果のこと。

無電柱化 (P63)

道路上にある電柱や電線類を、道路の歩行空間を利用した地中化や民地への設置等により、通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の強化を図ること。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P56, 57, 59)

多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

用途地域 (P3, 4, 6, 16, 51, 52, 53, 66, 73)

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建蔽率及び高さについて制限を行う制度。主に、住居・商業・工業系に分かれ、13種類の用途地域が設定されている。

【ら行】

ライフライン (P57, 63, 72, 77, 81)

生命線の意味。水道、電気、ガス、電話など住民の生命や暮らしを支える基盤的なシステムのこと。

離岸堤 (P63, 87, 91)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の浸食を防いだりすることを目的として設置される。

立地適正化計画 (P6, 12, 50, 95)

急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

臨港地区 (P52, 78)

都市計画法に基づき、港湾の円滑な管理運営のため、港湾に隣接する土地の利用を定める区域。これにより、港湾機能の増進、水際線の有効利用等を図る。

ロケーションシステム (P56)

無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整などに役立てるシステムのこと。

【英数字】**CSR活動 (P94)**

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

MaaS (P56)

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。Mobility as a Serviceの略称。

PPP/PFI (P59)

PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

PFI：公共事業や公共施設の建設、維持管理、運営等を民間企業に委ね、その資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用するという手法のこと。

SDGs (P11)

英語の Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。